

市・都民税、所得税の申告受付が始まります

受付期間は2月16日～3月15日

今年も市・都民税の申告と所得税の確定申告の時期が近づいてきました。例年、申告期限の間に近くなると窓口が大変混雑しますので、申告は早めにお願ひします。

(市民税課・日野税務署)

市・都民税 申告は市役所市民税課へ

個人の所得にかかる税金には、国へ納める所得税、都に納める都民税、市に納める市民税があります。このうち、市民税と都民税を合わせたものを「市・都民税(または住民税)」といいます。

所得税の確定申告をしなくてよい方も、市・都民税の申告をする必要がある場合がありますので、ご注意ください。

市・都民税の申告が必要な方

- ① 平成17年1月1日現在、日野市に住んでいて、次のいずれかに該当する方
 - 市・都民税の申告が必要な方
 - ① 営業等・農業・不動産所得などがあるが、所得税の確定申告を必要としない方
 - ② 勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
 - ③ 給与を2カ所以上から受けている方で、所得税の確定申告を必要としない方
 - ④ 給与所得のある方で、給与所得以外の所得が20万円を超えない方
 - ⑤ 公的年金の受給者で、所得税



●申告書の配布
市・都民税申告書は、市役所1階市民税課、七生支所、豊田駅連絡所にあります。なお、必要な方には郵送しますので、市民税課へご連絡ください。

市・都民税の申告について質問にお答えします

Q 私は専業主婦で、市外に単身赴任している夫の扶養になっていて、申告する必要はないと思うのですが？

A どなたかに扶養されている方も、1月1日現在その扶養者と同居していない方は、市では扶養関係の確認ができません。収入がなくても申告が必要で、なお、申告がないと非課税証明書は発行できません。

Q 私はサラリーマンですが、昨年、講演をしたことによって、若干の謝礼を受け取っています。所得税については、申告を要しないとのことですが、市・都民税の申告は

必要ですか？
A 所得税においては、給与所得以外の所得が20万円以下の給与所得者については、確定申告をする必要はありませんが、市・都民税においては、源泉徴収制度が採られていないことから、その給与所得以外の所得金額がわずかであっても、給与所得と合わせて申告する必要があります。なお、サラリーマンで確定申告する方

給与所得以外の住民税の徴収方法の選択	<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)	円 配当に関する住民税の特例 非居住者の特例 配当割額控除額 株式等譲渡所得割額控除額
--------------------	--	---

給与所得以外の住民税の徴収方法の選択	<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)	<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別徴収) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)
--------------------	--	--

で、給与所得以外の所得がある場合は、確定申告書第2表の「給与所得以外の住民税の徴収方法の選択」欄(左表参照)を忘れずに記入してください。

Q 私は昨年10月に退職し、現在無職です。申告する必要がありますか？

A 市・都民税は、前年の収入に対して翌年に課税されますので、現在無職でも、昨年収入があった場合には申告する必要があります。

確定申告をした方は、その日に市・都民税の申告をしたこととなりますので、市・都民税の申告をする必要はありません。

確定申告をした方は、その日に市・都民税の申告をしたこととなりますので、市・都民税の申告をする必要はありません。

市・都民税の申告相談・受付日程

日程	会場	時間
2月16日(水)～3月15日(火) ※土曜・日曜日を除く	市役所1階101会議室	午前8時45分～午後5時
2月23日(水)～25日(金)	七生公会堂	午前9時～11時30分 午後1時～4時30分

※七生公会堂は駐車場が狭いため、車での来場はご注意ください

完全に記入済みの市・都民税申告書はお預かりします(土曜・日曜日、祝日を除く)が、税専門の職員がいないため、申告相談はできませんのでご了承ください。

申告書は、郵送でも受け付けます。申告書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ、〒191-8686日野市役所市民税課へ。

申告書は、郵送でも受け付けます。申告書に必要事項を記入し、必要書類を同封のうえ、〒191-8686日野市役所市民税課へ。

申告に必要なもの
① 市・都民税申告書(申告書が送られてくる方は、その用紙)
② 平成16年中の所得(収入)に関する書類
③ 給与所得の方は、源泉徴収票
④ 年金所得の方は、年金の源泉徴収票
⑤ 給与・年金以外の所得のある方は、収入金額や必要経費の分かる帳簿や領収書など
⑥ 平成16年中の控除に関する書類
⑦ 国民健康保険・介護保険・国民年金などの社会保険料を支払った方は、その支払い済み額の分かる書類
⑧ 生命保険料、個人年金保険料、損害保険料を支払った方は、その支払証明書
⑨ 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書
⑩ 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳など
⑪ そのほか控除に必要な書類
※社会保険料などで、給与所得の源泉徴収票に記載されている分については、必要ありません
⑫ 印鑑(認印で可)

平成16年度の市・都民税の主な変更点
(1) 配偶者特別控除のうち、配偶者が控除対象配偶者に該当する方
(2) 国民健康保険・介護保険・国民年金などの社会保険料を支払った方は、その支払い済み額の分かる書類
(3) 生命保険料、個人年金保険料、損害保険料を支払った方は、その支払証明書
(4) 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書
(5) 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳など
(6) そのほか控除に必要な書類
※社会保険料などで、給与所得の源泉徴収票に記載されている分については、必要ありません
(7) 印鑑(認印で可)

平成16年分の確定申告の受付及び納税の期限は、所得税及び贈与税は3月15日(火)、個人事業者の消費税・地方消費税は3月31日(水)です。

所得税の確定申告が必要な方
(1) 事業所得・不動産所得・譲渡所得などの合計額が各種所得控除の合計額を超える方
(2) 給与所得がある方の場合
① 平成16年中の給与の収入金額が2千万円を超える方
② 給与所得以外の所得が20万円を超える方

所得税 確定申告は日野税務署へ

平成16年分の確定申告の受付及び納税の期限は、所得税及び贈与税は3月15日(火)、個人事業者の消費税・地方消費税は3月31日(水)です。

確定申告は日野税務署へ
平成16年分の確定申告の受付及び納税の期限は、所得税及び贈与税は3月15日(火)、個人事業者の消費税・地方消費税は3月31日(水)です。

意欲ある方を募集!

中高年嘱託職員と市役所で一緒に働きませんか

企業の早期退職制度等により意欲があるにもかかわらず退職した、中高年の方々を支援するものです。

募集

募集職種	応募資格	募集人数	任用期間	勤務条件	報酬
パソコン入力を中心とした事務職員	45歳～59歳の健康な方(市内在住者)	15人程度 若干人	平成17年4月1日～平成18年3月31日	原則1日8時間の週3日勤務	月額104,800円+交通費
市税等滞納整理作業員	45歳～59歳の健康な方(市内在住者で女性のみ)	若干人	または平成17年10月1日～平成18年9月30日	1日8時間の勤務(月曜～金曜日)が4週で10回、1日4時間の勤務(月曜～土曜日)が4週で月2回程度	時給1,070円+交通費
給食調理員及び保育員(保育園)	40歳～59歳の健康な方(市内在住者で女性のみ)	若干人		15.5時間の夜間勤務が月6回、7.5時間の昼間勤務が月2回程度	1勤務につき昼間8,025円、夜間17,585円+交通費
当直員	45歳～65歳の健康な方(市内在住者で男性のみ)	若干人		原則1日8時間の週3日勤務	月額104,800円+交通費
パソコン入力を中心とした一般事務	45歳以上の下肢不自由な方で、身体障害者福祉法に定める1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方(市内在住者)	若干人	平成17年4月1日～平成18年3月31日		

企業早期退職制度等により意欲があるにもかかわらず退職した、中高年の方々を支援するものです。